

市立旭川病院告示第7号

地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第33条の2の規定に基づき、当院における公金の徴収・収納業務を委託したので、次のとおり告示する。

令和5年4月1日

旭川市病院事業管理者 青木 秀俊

- 1 業務名
診療費等未払金に係る債権管理回収業務
- 2 委託業者の住所及び名称
東京都中央区日本橋3-9-1 日本橋三丁目スクエア12階
弁護士法人 ライズ綜合法律事務所
代表社員 田中 泰雄
- 3 委託期間
令和5年4月1日から令和8年3月31日まで